

第3次利根町男女共同参画推進プラン (2025～2029)

第3次利根町男女共同参画推進プランとは

性別による固定的分担意識（男女による決めつけ）、配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の問題への対応や、新型コロナウイルス感染症の流行による孤独・孤立、貧困問題の深刻化など、様々な社会課題が生じています



こうした中、男女の違いや年齢に関係なく、活躍の機会を広げるとともに、それぞれの人がもつ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現を目指すことが求められています。

第3次利根町男女共同参画推進プランとは、この実現に向けて町民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るための計画です。

計画の基本理念(スローガン)と基本目標

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね

第3次利根町男女共同参画推進プランでは、計画のスローガンを「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」と掲げます。

この実現に向けて、プランを推進するための基本的な方向性として、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女共同参画の意識を広げます

男女共同参画に関する意識の啓発・社会教育の推進・男女共同参画の視点に立った教育の推進

性別による思い込みや決めつけを解消し、人権を尊重できる社会の実現を目指します。

主な取組

男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発

男女共同参画に関連する情報などを、広報とねや町公式ホームページ・町公式SNS・イベント等で発信します。

人権教育の推進

児童生徒の人権意識を高めるための授業を行うとともに、教職員の指導力向上に向けた研修会を実施します。



人権講演会などの
イベントに
参加してみよう！

計画書本編は、町公式ホームページや情報公開コーナー（利根町役場行政棟1階、利根町図書館2階）でご覧いただけます。



基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発・相談体制、被害者に対する支援体制の整備

あらゆる暴力や人権侵害（DVやセクハラ、児童虐待等）を許さない社会の実現を目指します。

相談支援や福祉分野の施策の充実による適切な支援の提供

地域課題が多様化する中で、女性や脆弱な状況にある人々の支援に取り組みます。

主な取組

ドメスティック・バイオレンス被害者への支援

茨城県等と連携し、被害者の緊急的・一時的な保護等、被害者を守るための支援や措置を行います。

無料法律相談の実施

予約制により弁護士による相談を行います。

相談窓口を知っていれば、自分が困った時だけでなく、周りの人が困っている時にも教えてあげられますね



基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

地域活動、防災・防犯・交通安全活動、行政における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現を目指します。

行政分野においては、審議会での女性の活躍を拡大させるとともに、男女がともに働きやすい役場づくりを進めます。



基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

健康保持・増進のための支援や相談体制の強化、母子の健康確保

男女がともに、生涯、また、妊娠・出産・子育て期を健康に暮らし、生きがいをもって社会に参加することができるよう取り組みます。



基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

家庭生活での役割分担についての啓発、仕事と子育ての両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進

男女がともに、自らの意欲と能力をもって多様な生き方や働き方が選択できるよう、支援します。

労働に関する法律・就職・起業等に関する情報提供、女性の活躍の場を広げるための取組

職場における男女共同参画の推進を図るとともに、管理的職業や農業分野など幅広い分野において女性が活躍できるよう支援します。

主な取組

就職相談から職業紹介までのワンストップサービスに関する情報の提供

茨城県で開設した、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、若者や女性、中高年齢者等の就職希望者に対し、就職相談から職業紹介までのサービスをワンストップで実施している情報の提供を行います。